

第3章 環境保全計画

1. 環境保全の現状と課題

(1) 環境保全の現状

1) 近世の本丸

本丸は南北約122m、東西約54m規模で、所々に屈曲を伴う石垣によって囲まれる。石垣の高さは東側で6m、南、西側で7.2mである。天守は、本丸の東部中央北寄りに南面して建つ。

近世の本丸の状況を示す古絵図には、堀尾期松江城下町絵図（17世紀前半）、出雲国松江城絵図（17世紀中期）、出雲国松江城之図（延宝2年（1674））、松江城縄張図（17世紀末）、御本丸二ノ御丸三ノ丸共三枚ノ内（17世紀後半）、御城内絵図面（18世紀前半）等がある。図3-2は「松江城研究2」に掲載しており、「出雲国松江城絵図」（国立公文書館蔵）の城郭部分を略図化したものである。また、主たる文献史料には「竹内右兵衛書付」（松江歴史館蔵）（第2章第1節第2項参照）、「御城内惣間数」等がある。

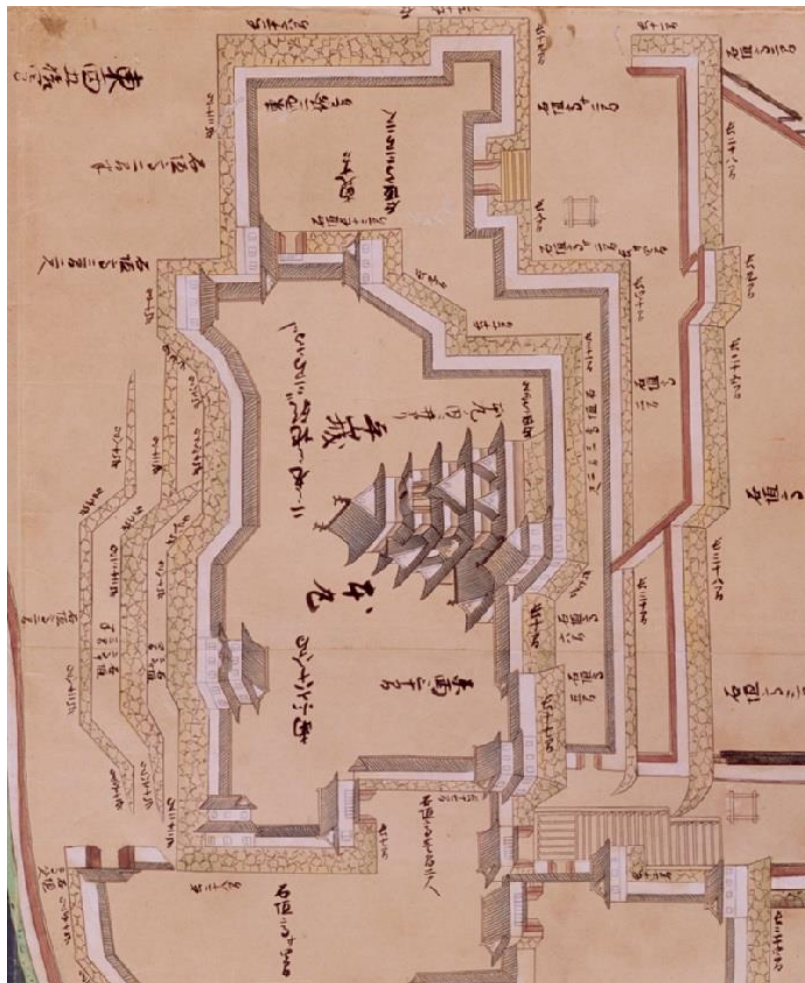


図3-1 「出雲国松江城絵図」（国立公文書館蔵）
城下町絵図本丸部分を抜粋

これらによれば、近世の本丸には、南端中央部に枳形を設けて一ノ門が置かれ、北端西寄りには北門が置かれていた。三ノ門及び二ノ門を経て一ノ門から本丸に至る道が大手の登城道、水ノ手門及び腰曲輪を通して北門から本丸に至る道が搦め手の登城道とされる。

塁線上には6カ所に二重櫓が配され、その間を多聞、瓦塀が繋いでいたことがわかる。南北の各門から西側については、東西に門口を開く一ノ門の南に隣接して弓櫓が建ち、南西隅に坤櫓、西端中央部に鉄砲櫓、その北側に多聞、北西隅に乾の隅櫓が置かれ、それぞれの間を塀が繋いでいたと考えられる。東側については、一ノ門と南東隅の武具櫓を多聞がつなぐと共に、天守附櫓の東側に祈禱櫓が、北門の東に隣接して多聞が置かれ、それぞれの間を瓦塀が繋いでいたと考えられる。

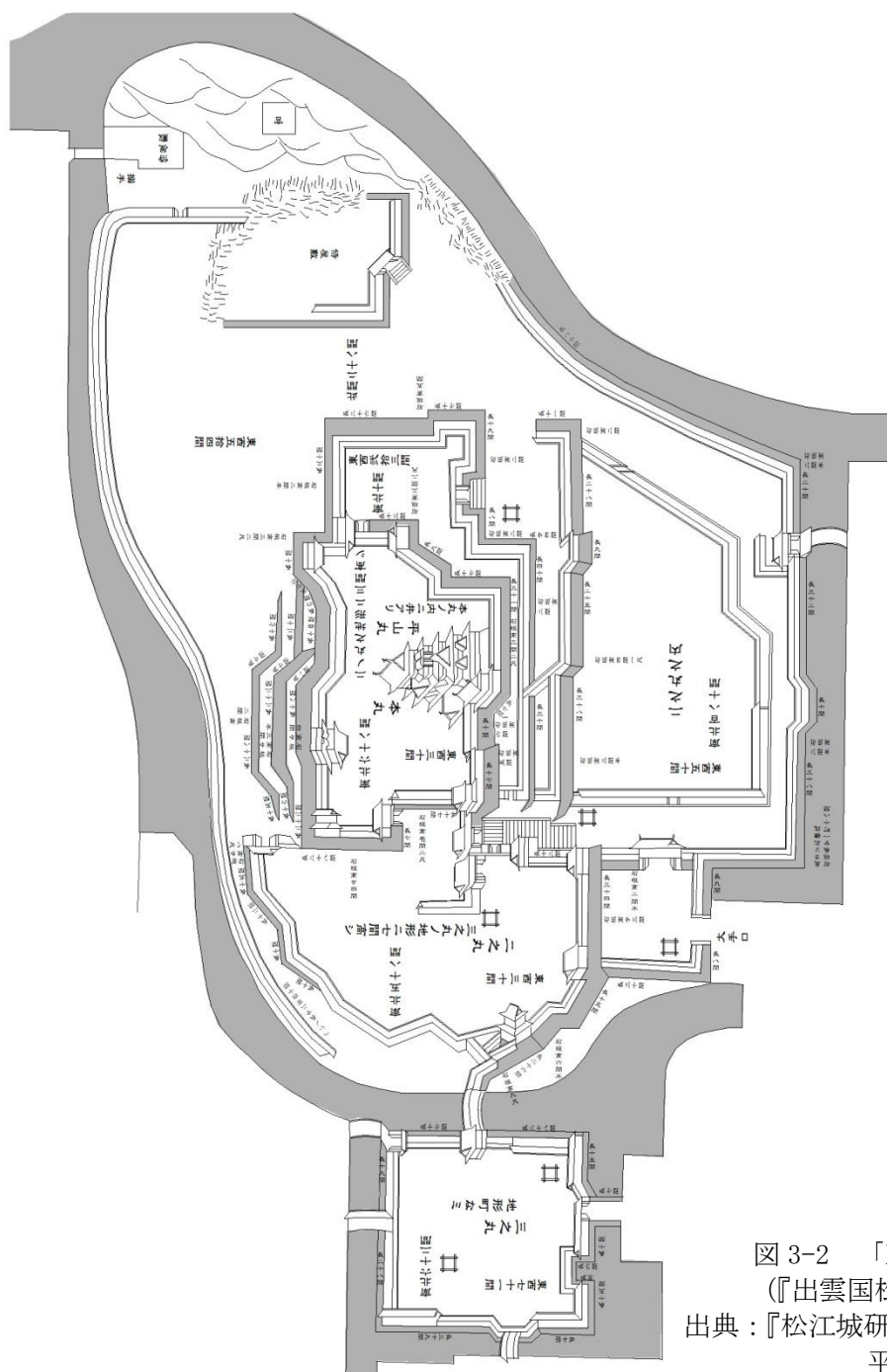


図3-2 「正保期松江城城郭略図
（『出雲国松江城下絵図』より）」
出典：『松江城研究2』、松江市教育委員会、
平成25年3月

また、本丸内には、ある時代に御台所以外に御殿が建てられていたようであるが、詳細は不明である。

2) 本丸の改変の経緯

松江城は、明治6年(1873)の「廃城令」により、天守以外の城郭建築は全て取り壊された。天守も、取り壊しの上、その部材が売却される予定であったが、元藩士や地元の有力者によって買い戻され、現地で保存されることとなった。その後の経緯は以下の通りである。

- ・ 明治22年(1889) 松江城天守閣景観維持会が組織される。
- ・ 明治23年(1890) 松江城が再び松平氏の所有となる。松江城が市民の憩いの場として開放される。
- ・ 昭和 2年(1927) 松平氏が城址一円を松江市に寄贈する。
松江市が本丸に直政公銅像を建設する（戦争中に銅像を供出）。
- ・ 昭和 3年(1928) 松江市が公園管理規則を制定し、城址一円を「城山公園」とする。
- ・ 昭和 4年(1929) 造園家・本多静六により「松江市城山公園改造計画」が提案される。
- ・ 昭和27年(1952) 「松江市城山公園改造計画」が都市計画事業認可を受ける。
- ・ 昭和30年(1955) 一ノ門を公園施設として再建する。
管理事務所を一ノ門北西方に設置する。
- ・ 昭和35年(1960) 一ノ門東側の多聞を公園施設として再建し、消防設備庫、倉庫、休憩所として使用する。
- ・ 時期不明 本丸に公衆便所などの便益施設を整備する。
- ・ 平成 5年(1993) 史跡松江城環境整備指針に基づき、直政公銅像台座と公衆便所を撤去する。
- ・ 平成13年(2001) 管理事務所を増築する（9.74㎡のプレハブ事務所を設置し、連結）。

3) 史跡整備の状況

「史跡松江城環境整備指針」に掲げる課題とその対応状況は以下の通りである。

- ・ 動線を阻害するイヌツゲ植栽撤去（未実施）
- ・ 北ノ門跡の開放と腰曲輪方面への動線の確保（実施済）
- ・ 天守からの眺望や天守景観を妨げている樹木の計画的伐採（段階的に実施中）
- ・ 調査成果に基づく一ノ門の復元の再検討（未実施）
- ・ 直政公銅像台座、公衆便所の撤去（実施済）
- ・ 今後の発掘調査、文書調査等に基づく櫓等の復元整備の検討（調査検討中）

4) 本丸における災害の履歴（天守を除く）

- ・平成12年(2000) 10月6日、鳥取県西部地震により、史跡内の石垣が崩落する。
- ・平成15年(2003) 7月12日～13日の大雨による影響で、本丸弓櫓下の石垣北面及び西面の一部が孕んだことにより、一ノ門入口正面の向い左側の白壁が崩れ、亀裂が約80cmにわたり入る。
- ・平成16年(2004) 5月16日に低気圧の山陰沿岸通過に伴い、午前中一時的に激しく降った雨の影響で、本丸北門跡周辺の石垣に孕みが生じ、西面の一石が全面的に突き出る。
- ・平成16年(2004) 台風18号の影響で、本丸弓櫓のザクロの木1本が倒れる。
- ・平成17年(2005) 9月7日、台風14号の影響で本丸北門付近のサクラ1本(高さ約12m、幹直径約35cm)が強風により根元から折れ、乾櫓跡前に倒れるとともに、二の丸上の段の紅葉谷のサクラ1本(高さ約11m、幹直径約40cm)が強風により根元から折れ、石垣の柵寄りに倒れる。
- ・平成24年(2012) 4月3日、午前中からの強風により、城山公園本丸西側のマツ(高さ約20m、直径約70cm)に巻き込まれたモミジ1本が根元から倒れ、これにより周りの地盤が掘り起され、東西約3m×南北約5mにわたった史跡地面が損壊する。
- ・平成24年(2012) 10月10日、一ノ門跡に近い本丸南面の石垣のうち、中段の築石1石が経年変化及び雨水の影響により落石する。
- ・平成25年(2013) 8月15日、天守附櫓入口右側の石垣において、石垣下段の間詰石3石(50×30cm規模:1石、約15×20cm規模:2石)が落下する。

5) 環境保全の現状

本丸内で現存している城郭建築は、天守のみである。

松江城は明治時代以降に公園として市民に開かれ、本丸にもサクラやマツ等が植えられていった。現在の本丸の園路や芝庭は、本多静六による昭和4年の公園計画(図3-2)に基づくものであるが、その後、昭和30年代に園路に沿ってイヌツゲが植えられるなどされ、植栽が比較的多い空間となっている(写真3-1)。

本丸は、このように、城郭の中心を成した近世の歴史と、公園として市民に開かれた近代以降の歴史の二つの側面を合わせ持つものであり、重要文化財(建造物)の環境保全を図る上で、文化財建造物保護のための良好な環境、城郭としての歴史的風致、市民の憩いの空間という3つの位置づけに留意する必要がある。



図 3-3 「松江市城山公園改造計画」
より転載（本丸部分を抜粋）

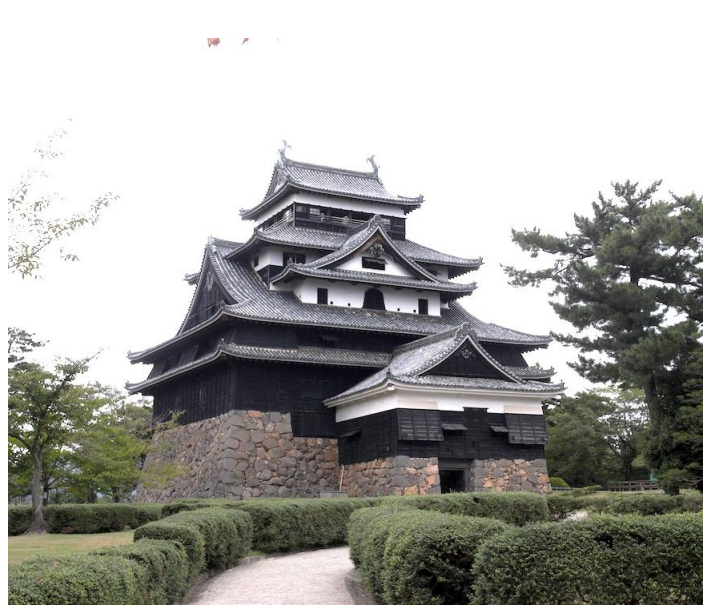


写真 3-1 松江城本丸現状（天守南面を見る）

（2）環境保全の課題

1）文化財建造物保護のための良好な環境の創出

- ・夜間の侵入等による本丸内での犯罪、事故、いたづらを防止するため、防犯上の対策を強化する必要がある（第4章参照）。
- ・天守からの眺望や、天守の眺望を阻害する高木の整備を図る必要がある。
- ・二之丸下段も含め、倒木や落枝が天守に影響を及ぼすと考えられる高木が存在する。

2）城郭としての歴史的風致の向上

- ・本丸内に必要な管理機能、便益機能、案内機能を明らかにし、今後の史跡整備との整合を図りつつ、施設・設備の整備を計画的に行う必要がある（第5章参照）。
- ・天守周辺の景観に相応しくないとの指摘を受ける野外照明付鉄塔、高架水槽、プレハブ建物等（写真 3-2, 3）については、その移設や修景を検討する必要がある。



写真 3-2 本丸内の多聞東側の高架水槽



写真 3-3 本丸東端の鉄塔

- ・イヌツゲは近年に植えたのものであり、刈り込みが西洋風となっていて本丸の歴史的景観にそぐわないため、これを見直す必要がある。
- ・本丸西側石垣付近の松等、石垣のゆるみや孕みを誘発すると考えられる樹木を特定し、その伐採等を行う必要がある。
- ・一ノ門、多聞は公園施設として再建したものであり、史料や発掘調査結果等を用いて歴史的な再検証を行い、史実に基づく適切な建築表現に改める必要がある。

3) 市民の憩いの空間の創出

- ・本丸石垣からの転落防止のために設けている木柵については、その安全性を保つために、定期的な点検、修理、更新が必要である。
- ・現在の植栽は、来城者の動線を制約し過ぎているため、防災や景観の観点も含めて、これを見直す必要がある。
- ・本丸内の桜は市民に親しまれる存在であるが、密植やナラタケモドキ菌の感染等により、樹勢が衰えたり、枯死しているものがある。景観、見学者の安全の両方の視点から、この状況を改善する必要がある。

2. 環境保全の基本方針

(1) 基本方針

「史跡松江城環境整備指針」で本丸地区を「城郭の要である天守の遺存する曲輪跡」と位置づけるように、本丸は、松江城跡の中核を成す場所である。一方で、松江城跡は都市公園でもあり、人々に憩いの場を提供してきた明治以降の歴史を有する。そのため、以下の3つを環境保全の基本方針とする。

- ・文化財建造物保護のための良好な環境の創出
- ・城郭としての歴史的風致の向上
- ・市民の憩いの空間の創出

(2) 区域の区分と整備方針

1) 区域の区分

計画区域を以下の2つに区分する（図3-4参照）。

①保存区域

樹木の根による天守台石垣のき損を防止するため、天守台石垣根石から10mの範囲を「保存区域」とする。

②保全区域

保存区域を除く計画区域の全域を「保全区域」とする。

2) 区域の区分ごとの整備方針

保存区域、保全区域の整備方針は、以下の通りとする。

①保存区域

文化財建造物保護のための良好な環境の創出に重点を置く区域とする。

保存区域では、防災上の理由又は史跡整備上の理由を除き、建築行為、設備設置、植樹、土地の形質の変更等を行わないことを原則とし、天守周りを可能な限り空地の状態で維持する。案内板や誘導表示の必要がある場合には可動式のものをを用いる。

②保全区域

文化財建造物保護のための良好な環境を妨げることなく、城郭としての歴史的風致の向上及び市民の憩いの空間の創出を図るための区域とする。

(3) 建造物の区分と整備方針

1) 建造物の区分

計画区域内の建造物を以下の3つに区分する（図3-4 参照）。

①保存建造物

松江城天守と一体的に保存を図るべき建造物を「保存建造物」とする。

②保全建造物

保存物件以外で、歴史的風致を構成する要素として現状の保全を図るべき建造物を「保全建造物」とする。

③その他の建造物

将来に修景や撤去、移設等が求められる建造物を「その他建造物」とする。

2) 建造物の区分の適用

①保存建造物

- ・現状で保存建造物に該当するものはない。
- ・将来的に史跡の復元整備により、本丸内の城郭建築の復元が図られた際には、これを保存建造物として位置づけ、重要文化財に準じた保存管理を行う。

②保全建造物

- ・一ノ門及び多聞を保全建造物とする。

（写真3-4, 5参照）

③その他の建造物

- ・一ノ門及び多聞を除く本丸内の建造物である管理事務所とその背面にある仮設管理棟をその他の建造物とする。



写真 3-4 一ノ門



写真 3-5 多聞

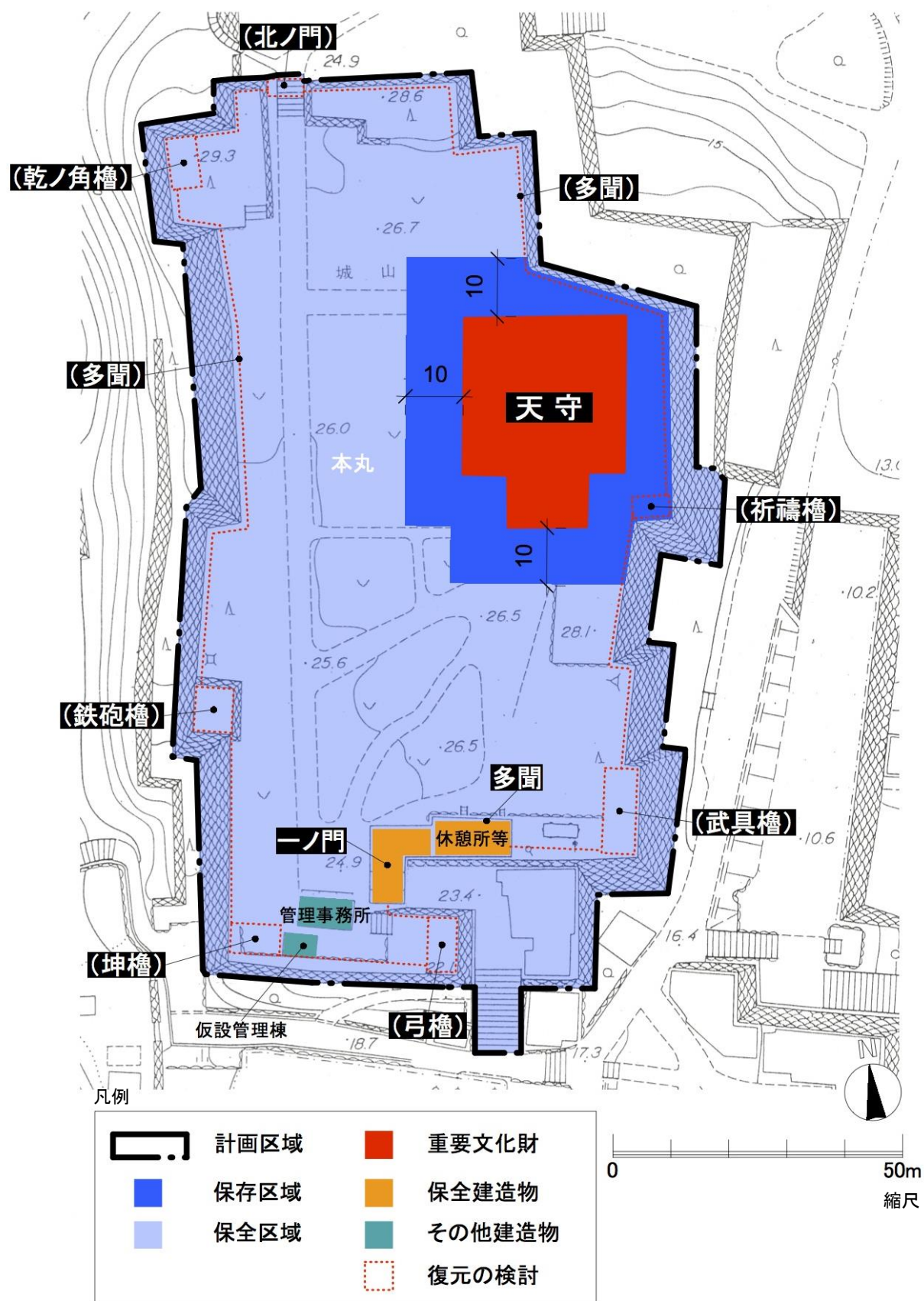


図 3-4 区域と建造物の区分

3) 建造物の区分ごとの整備方針

①保存建造物

- ・第2章に準じた保存管理の取り扱いを定める。

②保全建造物

- ・現状の位置、規模、形状、意匠、色彩を踏襲する。ただし、将来的に、史跡整備の一環として再整備する場合には、その方針に従う。
- ・多聞には天守の古材が使用されている。これらの部材が用いられている箇所を特定し、蟻害や腐朽等により損傷することのないよう、日常の管理及び点検を怠りなく行う。

③その他の建造物

- ・今後の史跡整備を考慮し、防災のための貯水槽及びポンプ室、管理事務所を除き、その他の建造物は可能な限り本丸から撤去することを検討する。
- ・撤去が困難なものについては、修景の処置をとる。
- ・今後、管理事務所の改修を行う場合には、史跡整備における復元建築物の活用の可能性を十分に検討する。

3. 整備計画

(1) 重点事項

上記の環境保全の基本方針に基づき、以下の3項目を、当面の整備の重点事項とする。

- ・園路の整備
- ・施設・設備の整備
- ・樹木整備

整備計画の実施にあたっては、「史跡松江城環境整備指針」に基づく今後の復元整備に支障を及ぼすことがないよう、十分留意する。

(2) 整備方針

1) 園路

- ・自由園路となるよう全体を整備する。

2) 施設・設備類

- ・施設整備：史跡整備による復元を除き、新たな建築行為は当面行わない。
- ・設備整備：本丸内に置く設備は、天守の管理、防災、防犯、来城者の安全確保に不可欠なものに限定し、その他の設備は可能な限り、本丸から撤去することを検討する(図3-5)。新設、修景を含め、全体として歴史的風致と調和するよう、デザイン

の基準を検討する。

3) 樹木

- ・密植により樹木の健全な生育が妨げられている状態を改善し、これによって、それぞれの樹木の樹勢回復を図り、虫菌害の防除、倒木等の防止につなげる（図3-6）。
- ・天守や石垣、地下遺構に影響のある樹木、消防活動の支障となる樹木、天守の眺望を阻害している樹木を特定し、植え替え、伐採や整枝等、必要な処置を施す（図3-6）。

（3）整備計画

1) 園路

- ・動線を阻害する既存のイヌツゲを撤去して芝庭として整備する。また、園路は本多静六の設計として継承する。イヌツゲ植栽と平行して設置された排水路は暗渠にするなど検討する（図3-6参照）。

2) 施設・設備類

- ・自由園路化に合わせたサイン計画を立て、必要な案内板や標識を整備する。
- ・本丸からの撤去が望まれる施設、設備を特定し、関係機関、関係部局との調整を図る。
- ・今後の活用の方針に合わせて、設置、改修が求められる設備を認識し、デザインの基準を作成して、順次整備する。

3) 樹木

- ・サクラを間引き、健全な育成環境を整える。ナラタケモドキ菌に感染しているものについては、感染源を絶つなど必要な措置を講ずる。
- ・天守又は石垣、地下遺構に影響のある樹木、消防活動の支障となる樹木、天守の眺望を阻害している樹木を特定し、それぞれに応じた対策をとる。高架水槽の目隠しとしている樹木は、成長に伴い石垣や地下遺構に影響を及ぼす懸念があるため、植え替え又は板塀への置き換えを行う。

4. 管理計画

（1）園路

- ・排水溝を含め、毎日の清掃を怠りなく行う。
- ・水たまりが生じやすくなったら、土や砂利を敷いて平に均す。

（2）施設・設備類

- ・ 定期的な点検を要する設備やサインの目録を作成し、怠りなく点検を行う。
- ・ 腐蝕や塗料の褪色・剥離等が発見された場合には、必要に応じて修繕を行う。
- ・ 来場者にとって危険な状態が発見された場合には、速やかに改善の処置を行う。
- ・ 改善に時間を要する場合には、ロープや張り紙等で危険があることの周知を図る。

(3) 樹木

- ・ 本丸内の樹木については、状況に応じて剪定を業者に委託して実施する。
- ・ ナラタケモドキ菌の感染状況を観察し、 周辺の土の入れ替えを行う等、樹勢回復に努める。



物置場



送水口（北ノ門）



高架水槽



屋外消火栓



赤外線センサー



放水銃



管理人詰め所



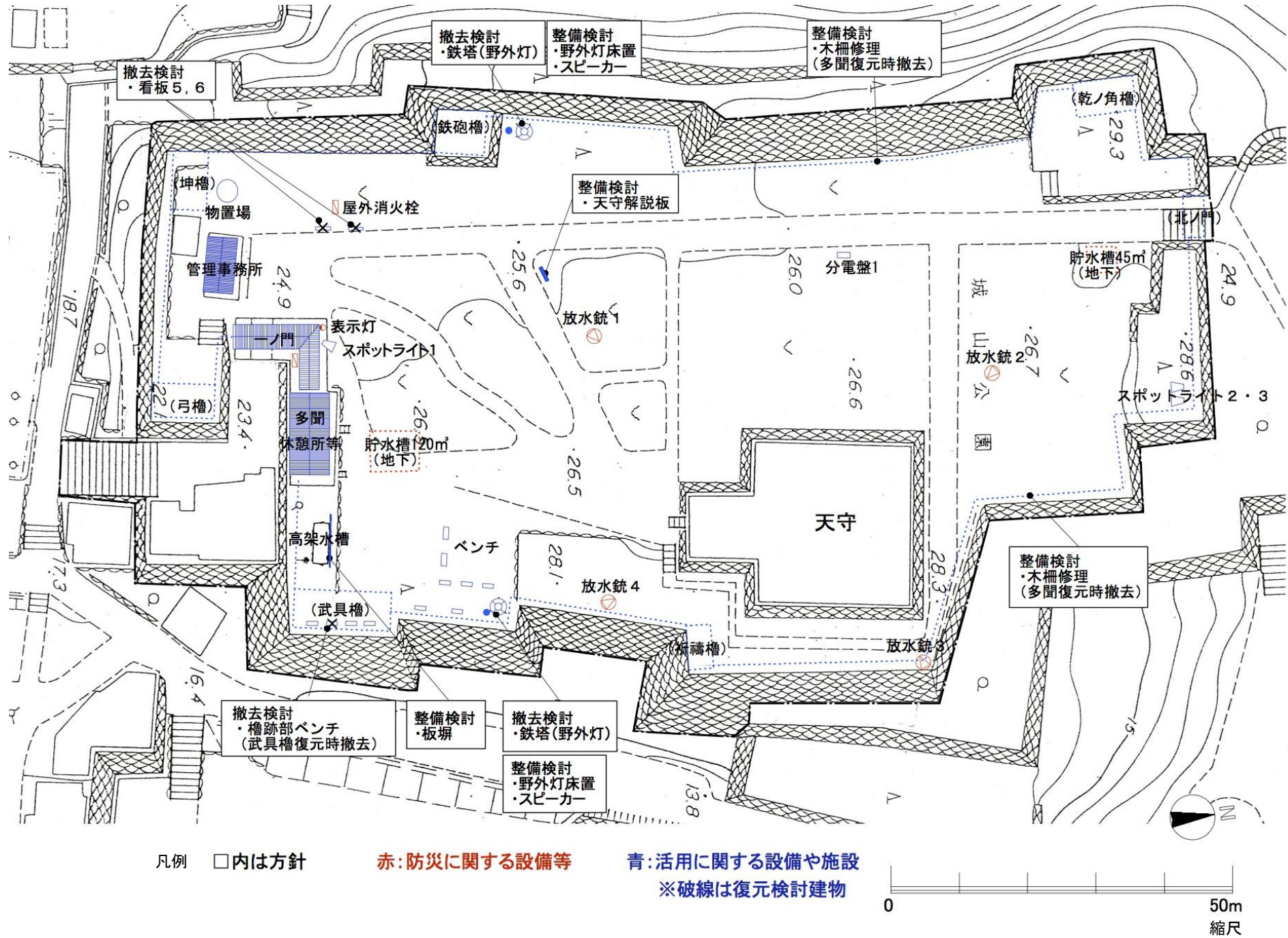
一ノ門



多聞（管理用倉庫・休憩所）



野外灯等の鉄塔



スポットライト（一ノ門）



スポットライト



看板5



看板6

図 3-5 松江城天守本丸地区 施設及び設備等現況配置図・整備方針図

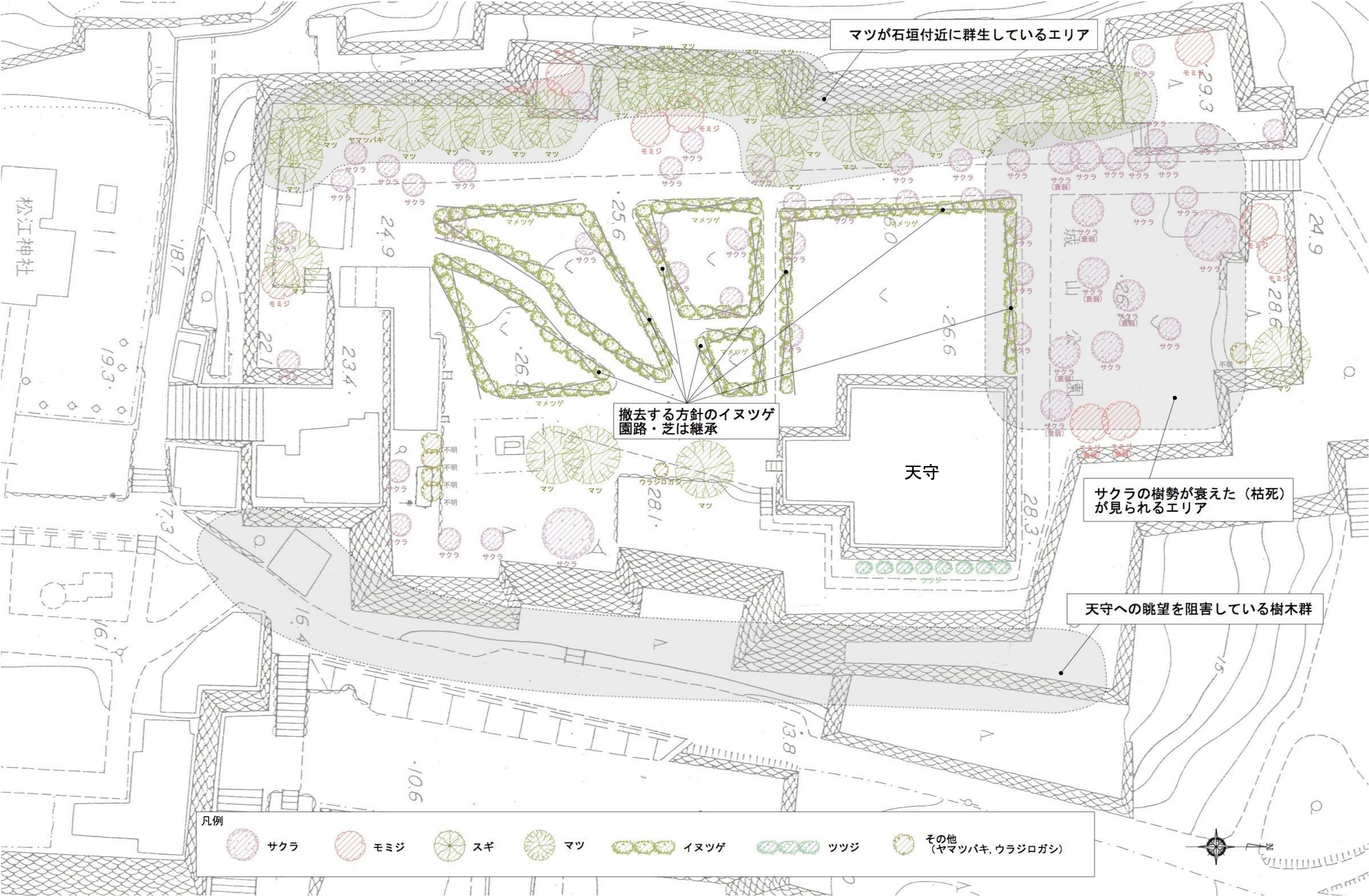


図 3-6 松江城天守本丸地区 植栽現況配置図・整備方針図